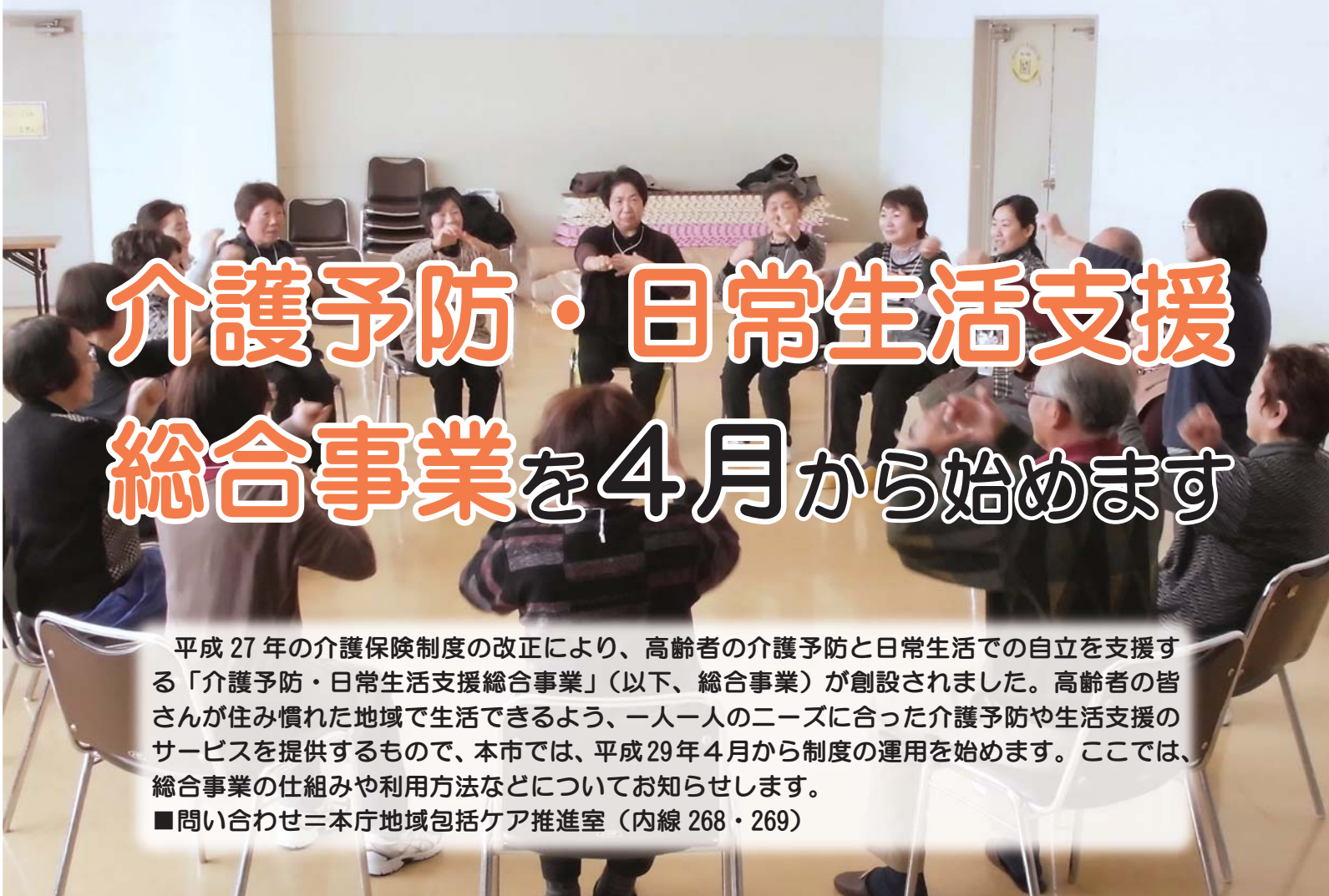
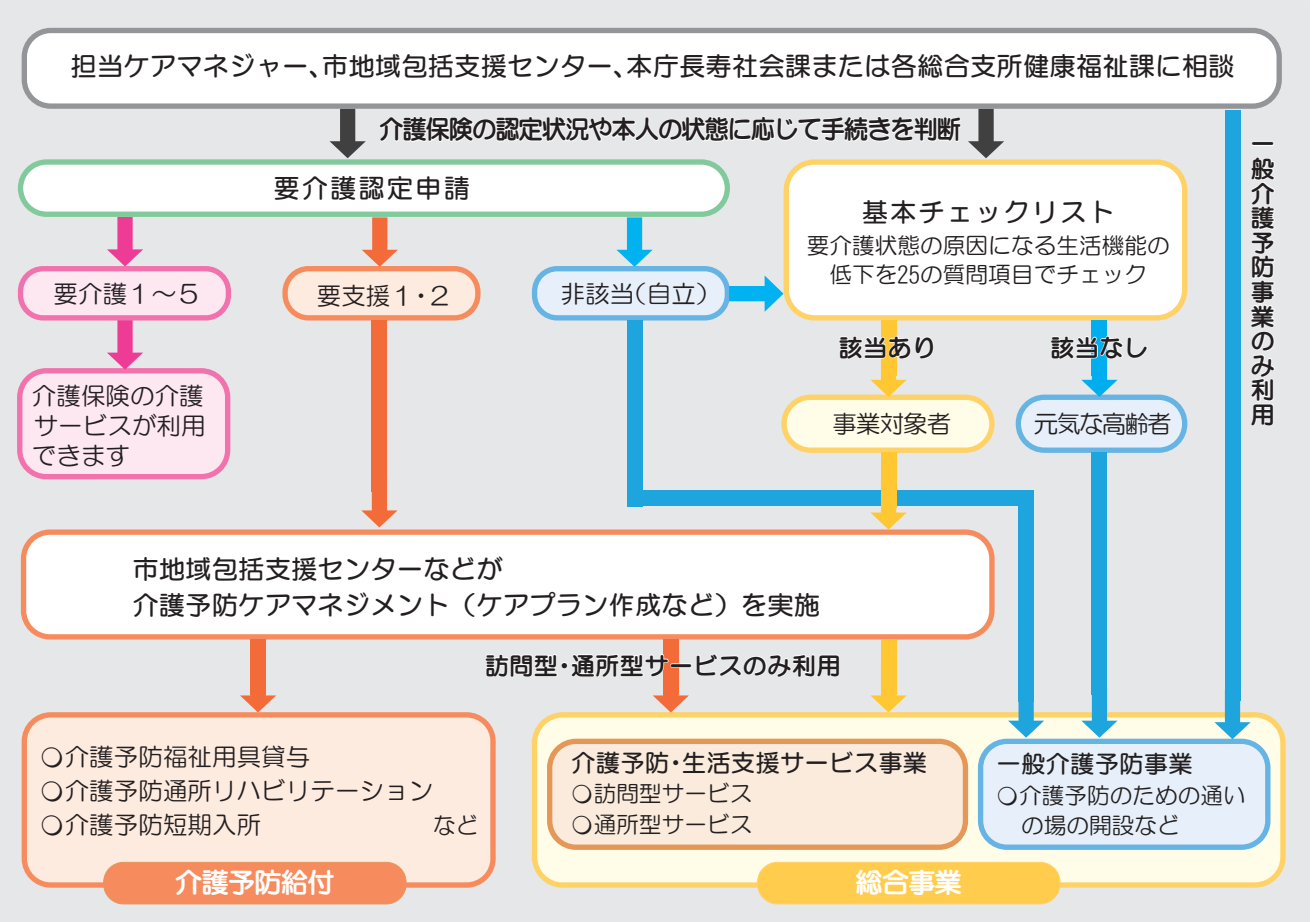


■図2 利用までの基本的な流れ



65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない人が総合事業の利用を希望する場合は、市地域包括支援センター（下表）、本庁長寿社会課または各総合支所健康福祉課にご相談ください。心身の状態や生活状況に応じて、一人一人に合ったサービスや制度などを紹介し、申請手続きのお

総合事業の利用方法

また、これまで要支援1・2の認定を受けた人が利用していた「介護予防訪問介護（ホームヘルパー）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を「介護予防・生活支援サービス」として総合事業に移行します。（図1）

▼一般介護予防事業

■対象II 65歳以上の全ての市民

■内容II 介護予防のための「通いの場」づくりの支援（詳細は次ページに掲載）、介護予防の講演会など

▼介護予防・生活支援サービス事業

■対象II 要介護認定申請の結果、要支援1・2の認定を受けた人または基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された人

■内容II ①訪問型サービス：ホームヘルパー（掃除、調理）など②通所型サービス：デイサービスなど

総合事業とは

総合事業は「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」の2つで構成されます。本市では、「一般介護予防事業」として住民主体の「通いの場」づくりを積極的に支援し、介護予防を推進します。

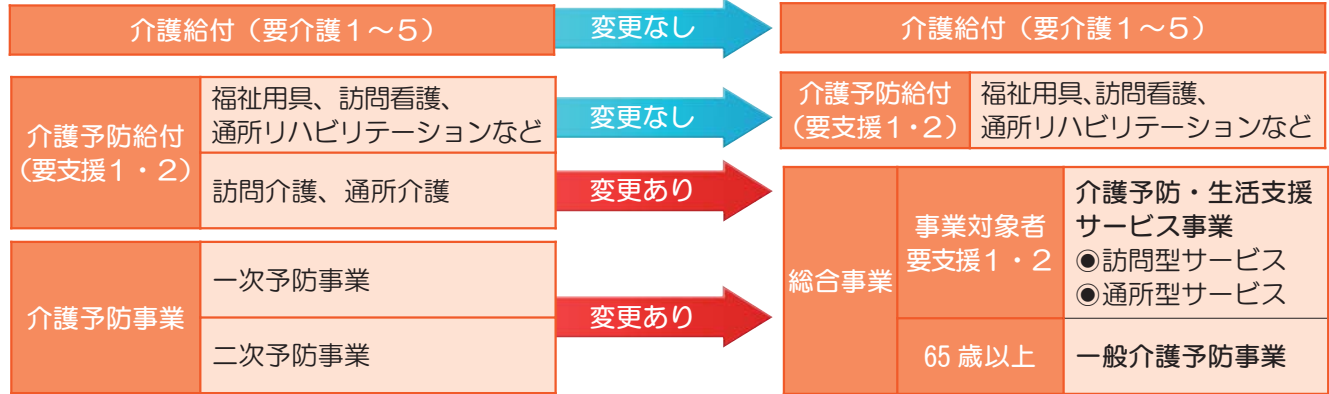
総合事業創設の背景

少子高齢化が進むわが国では、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年にかけて、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、認知症の高齢者が増加していくと予測されています。本市においても、人口が減少していく中で、高齢化率は今後さらに伸び続ける見込みです。

高齢になっても住み慣れた地域で生活をするためには、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアの支援や近隣の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことが必要です。さらに、高齢者自身も、生きがいや介護予防につながる社会参加、社会的役割を持つことが大切になってきています。

このような背景から、地域の実情に応じた介護予防や支え合いの体制づくりなどを目的として、総合事業が創設されました。

■図1 総合事業への移行でどのように変わるのか



【市地域包括支援センター窓口一覧】

窓口	場所	電話番号
市地域包括支援センター	奥州市役所2階	㊦ 2111
市地域包括支援センターサテライト	メイプル地下	㊦ 5465
市地域包括支援センター江刺	江刺総合支所1階	㊦ 2111
市地域包括支援センター前沢	前沢総合支所1階	㊦ 2111
市地域包括支援センター胆沢	健康増進プラザ悠悠館	㊦ 2977
市地域包括支援センター衣川	衣川保健福祉センター	㊦ 3800

手伝いをします。

現在、要介護・要支援認定を受けている人は、4月以降の認定更新までは手続きをする必要はありません。引き続きサービスを利用できます。更新により要支援1・2または事業対象者の認定を受け、ホームヘルパーやデイサービスの利用を希望する人は、総合事業としてサービスを利用することになります。（図2）